

## 気密測定技能者従事事業所登録 取消申請書

気密測定技能者従事事業所登録の取消しを申請いたします。				(西暦)	年	月	日	
一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 理事長 殿								
申請者	事業所名							
	代表者役職							
	代表者名	印						
	事業所所在地	〒	-					
	事業所登録番号		登録年月日	(西暦)	年	月	日	
担当者	フリガナ							
	氏名							
	部署・役職							
	フリガナ							
	勤務先住所	〒	-					
	TEL/FAX	TEL :				FAX :		
	E-mail							
申請理由	(転業・廃業・登録技能者不在等の理由を記載)							
※事務局欄	受付	取消	名簿登録処理	備考				
	/	/	/					

## ＜記入上の注意＞

- この用紙は事業所登録の取消しを申請する場合にのみ使用します。
- 太枠内の各項目を正確に記入し、印欄に押印してください。※部分は事務局記入欄です。
- 担当者とは、申請内容等について、当財団より問合せをする際に窓口となっていただけの方です。  
登録技能者でなくてもかまいません。
- 裏面の注意事項を十分確認してください。

※裏面も確認してください。  
＜両面印刷としてください。＞

## 気密測定技能者従事事業所登録 取消申請について (ご注意)

1. 気密測定技能者従事事業所登録の取消をされると、事業所に所属する気密測定技能者も技能者の登録が抹消されることとなります。  
※所属する事業所がなくなるため。
2. 気密測定技能者従事事業所登録を一旦取り消された後、再度登録をされる場合は、新規登録の取扱いとなり、正規の登録料振込、登録手続きをしていただくこととなります。

### <書類送付先/問い合わせ先>

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 建築環境部  
気密測定技能者養成事業事務局  
〒102-0083  
東京都千代田区麹町 3-5-1 全共連ビル麹町館  
TEL : 03-3222-0537 / FAX : 03-3222-6696

本申請により当財団が取得する個人情報の利用目的は以下の通りです。

- ・登録に係る案内及び連絡、更新の案内
- ・その他当財団が行う(後援含む)講習会・セミナーの案内

尚、個人情報保護法第24条第1項に定める事項については、当財団のホームページ (<http://www.ibec.or.jp>) をご覧ください。